

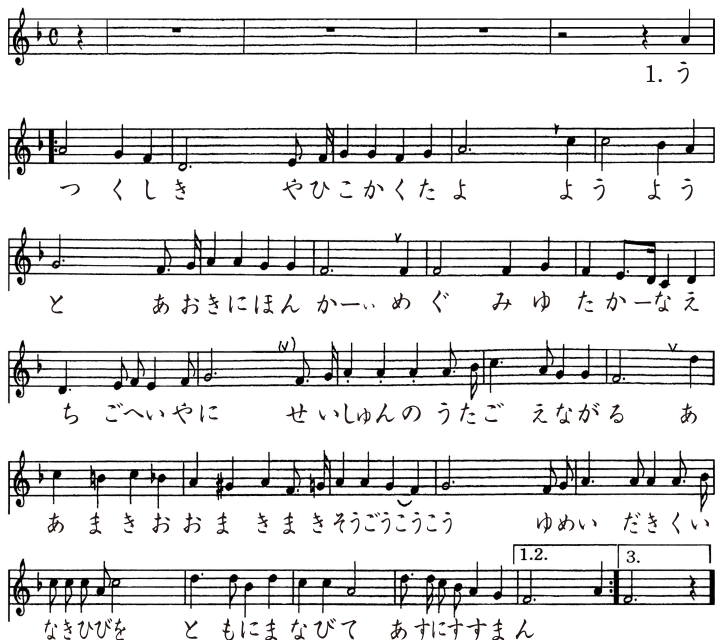
生徒手帳

令和8年度版

この手帳に記載されていることは、
生徒の明朗健全な学校生活を指導する
ため、また学校と家庭との通信連絡を
図るためのものです。
よく読んでください。

新潟県立巻総合高等学校

新潟県立巻総合高等学校校歌



校歌

小田切清光 作詩
小山 章三 作曲

美しき弥彦角田よ
洋々と蒼き日本海
恵み豊かな越後平野に
青春の歌声ながる
ああ巻 おお巻 巻総合高校
夢抱き 悔いなき日々を
共に学びて 明日に進まん
大空にあげよ まなざし
はばたこう 若き翼を
良き師良き友 ここに集いて
新しき時代を拓く
ああ巻 おお巻 巻総合高校
渾身の力をこめて 明日をめざさん
高く雄々しく
爽やかな緑の生命
逞しき未来の響き
やどれ叡智よ 熱き思いに
学窓に明るい笑顔
ああ巻 おお巻 巻総合高校
栄光に輝け 永遠に
励み築かん 明日の世界を

新潟県立巻総合高等学校学則(抜粋)

第1章 総 則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条に基づいて、本校の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置及び課程等)

第2条 (略)

(修業年限及び収容定員)

第3条 (略)

第2章 年度、学期、授業終始及び休業日

(年度、学期及び授業終始)

第5条 年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 年度を分けて、次の2学期とする。

【前期】 4月1日から 9月30日まで

【後期】 10月1日から 3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次の表のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日	
(2) 日曜日及び土曜日	
(3) 夏季休業日	7月25日から 8月29日まで
(4) 冬季休業日	12月26日から 1月7日まで
(5) 学年末休業日	3月20日から 3月31日まで
(6) 学年始休業日	4月1日から 4月5日まで
(7) 新潟県公立高等学校入学者選抜の「学力検査(一般選抜)」が行われる日	
(8) 前各号のほか、委員会が認めた日	

2 (略)

3 (略)

(臨時休業)

第7条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業日時数及び生徒の指導

(教育課程及び授業日時数)

第8条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領の基準及び教育委員会が別に定める基準によって、別表のとおりとする。

2 前項の別表は、毎学年の初めにおいて校長が定める。

(修学旅行)

第9条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし、4泊5日以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第10条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席及び欠課等)

第11条 生徒が欠席、欠課、遅刻及び早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(対外行事への参加)

第12条 生徒が文化、体育関係等の対外行事に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第13条 生徒が感染症にかかり、又はかかるおそれがあるときは、校長は、その生徒の出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価、単位の認定及び卒業

(成績評価及び単位認定)

第14条 成績の評価及び単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

2 成績の評価及び単位の認定については、校長が別に規程を定める。

(卒業証書及び単位修得証明書の授与)

第15条 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

2 単位を認定したときは、校長は、必要に応じ所定の単位修得証明書を交付する。

第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学資格)

第16条 (略)

(入学志願の手続き)

第17条 (略)

(入学者の選抜)

第18条 (略)

(入学許可)

第19条 (略)

(誓約書)

第20条 (略)

(保護者)

第21条 保護者は、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人又は後見人の職務を行う者で、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒、保護者が、住所又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(転学)

第22条 生徒が転学をしようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 (略)

(留学)

第23条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするとき、保護者は所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 前項の願い出のあったとき、校長は教育上有益と認めた場合、留学を許可することができる。

3 校長は、留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項により単位の修得を認定した生徒について、年次の途中においても卒業を認めることができる。

5 校長は、別に留学取扱要領を定める。

(休学)

第24条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者は所定の休学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の願出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。

3 休学が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

(復学)

第25条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

第26条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 いったん退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも再入学する理由を、校長が適当と認めたときに限り、原年次以下に入学を許可する。

(編入学)

第27条 (略)

第6章 生徒の表彰及び懲戒

(表彰)

第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第29条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒処分は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。

5 前2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

第7章 校務分掌(略)

第8章 校務運営委員会(略)

第9章 授業料、入学料及び入学検査料

(授業料、入学料及び入学検査料の徴収)

第32条 授業料、入学料及び入学検査料は、新潟県立学校条例（以下「県立学校条例」という）の定めるところによる。

(授業料等未納者に対する措置)

第33条 授業料又は入学料（以下「授業料等」という。）の未納者に対する出席停止又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

(授業料等の減免)

第34条 授業料等の減免は、県立学校条例の定めるところによる。

第10章 職員会議（略）

諸 規 定

1 誓約書

- (1) 本人、保護者が住所を変更した場合、直ちに校長に届け出なければならない。
- (2) 保護者が死亡などの理由によってその資格条件を失った時あるいは変更した時は、直ちに新たな保護者を定めて改めて誓約書を提出しなければならない。

2 欠席、欠課(遅刻、早退)、忌引、公欠

- (1) 病気、その他やむを得ない事故により欠席、欠課をしようとする時は、あらかじめ学級担任を経て校長に届け出ること。
- (2) 病気欠席が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えて届け出ること。
- (3) 登校後、早退しようとする時は、学級担任に届け出て許可を得ること。
- (4) 届なくして遅刻した時は、学級担任にその理由を口頭で届け出ること。
- (5) 忌引日数は次のとおりとし、忌引日数は欠席日数に算入しない。

ア 父母	7 日	エ 伯父叔母	1 日
イ 祖父母	3 日	オ 曾祖父母	1 日
ウ 兄弟姉妹	3 日	カ その他同居の親族	1 日
- (6) 次の場合は公欠とし、出席扱いとする。
 - ア 非常災害、事故等によりやむを得ず登校できなかった場合。
 - イ 進学、就職等の受験で登校できなかった場合。
 - ウ 学校が認めたクラブ活動、行事等に参加し登校できなかった場合。
- ※ 遠隔地の場合は往復に要する日数も加えるものとする。

3 皆 勤

- (1) 1年間欠席、欠課、遅刻、早退等皆無の者を1か年皆勤とする。
3年間、1か年皆勤の者を3か年皆勤とする。
- (2) 中途入学者は皆勤の取り扱いをしないのを原則とする。
- (3) 欠席、欠課および遅刻、早退については学年末の出席状況一覧表によるものとする。

4 表 彰

次の各号に該当する者を校長は表彰する。

- (1) 3か年皆勤であった者
- (2) 在学中、生徒会その他につき功労のあった者

事務室の利用について

1 諸会費等の納入

納入日は毎月25日とし、届出金融機関から口座引き落とし、または金融機関等への窓口納入とする(25日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります)。

2 諸証明書の発行申請(必ず黒のペン又はボールペンで記入のこと)

(1) 通学証明書

所要事項を記入した書類を、昼休み終了時まで事務室へ提出し、放課後に交付を受ける。

(2) 在学証明書及び卒業(見込)証明書

昼休み終了時までに学級担任に申し出て、放課後に交付を受ける。

3 学校生徒運賃割引証(学割)の発行申請

昼休み終了時までに学級担任に申し出て、事務室で交付を受ける。

学 割 証 交 付 願

年 月 日

新潟県立巻総合高等学校長 様

学年・組 年 組

生徒氏名 (歳)

保護者氏名

次のとおり旅行したいので旅客運賃割引証を交付してください。

1 旅行先

2 旅行の目的 (いずれかの□に✓を記入)

※ 原則として以下の目的に限り交付するもので、友人同士の私的な旅行等は対象外です。

☐ 休暇又は所用による生徒の実家への帰省

☐ 保護者の旅行への随行 → 同伴者氏名

続柄又は関係

☐ 実験実習等の正課の教育活動

☐ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

☐ 就職又は進学のための受験等

☐ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

☐ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

3 旅行期間 年 月 日から

年 月 日まで (日間)

4 乗車区間 (往路) 駅から 駅まで

(復路) 駅から 駅まで

5 所要枚数

(往路・復路の区間が同一(往復切符)の場合は1枚、往路・復路で区間が異なる場合は2枚)

枚

6 身分証明書番号 号

----- 以下は記入しないこと -----

発行台帳

決裁欄	事務長	担当者	担任		
発行番号	号			割印	
発行年月日	年	月	日		

図書館利用規定

1 開館について

月～金 午前9時から午後4時50分まで
長期休業中はその都度連絡する。

2 図書の利用について

(1) 館内閲覧

- ア どの本でも自由に閲覧してもよい。
- イ 読み終わったら必ずもとの位置に返しておく。
- ウ 館内での携帯電話の使用及び、飲食は禁止する。

(2) 館外貸出し

- ア 貸出し期間は、2週間とし、1人、5冊までとする。
- イ 本を紛失、汚損した場合は必ず係員に申し出ること。
修理が不可能な状態だったり、資料が見つからない時は、
弁償をお願いする場合がある。
- ウ 原則として、館内閲覧図書、新着雑誌、新聞の貸出しは行わない。
- エ 長期休業中の貸出しについてはその折指示する。
- オ 返却は期限を守り、責任を持ってすること。
- カ 本の又貸し、無断持ち出しはしないこと。

(3) 図書利用の心得

- ア 本を大切にすること。
- イ 本の配列を乱さないこと。
- ウ 館内では私語をつつしむこと。

新潟県立巻総合高等学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は新潟県立巻総合高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は新潟県立巻総合高等学校生徒全員で組織する。

第3条 本会は会員相互に協力し、旺盛な自主的活動を通じて心身の向上をはかり、併せて校風の発揚と会員相互の福祉向上をはかることを目的とする。

第2章 組 織

第4条 本会は生徒総会、執行部、代議員会、総務委員会、選挙管理委員会、監査委員会、部長会をもつ組織とする。

第3章 事 業

第5条 本会は目的を達するため次の事業を行う。

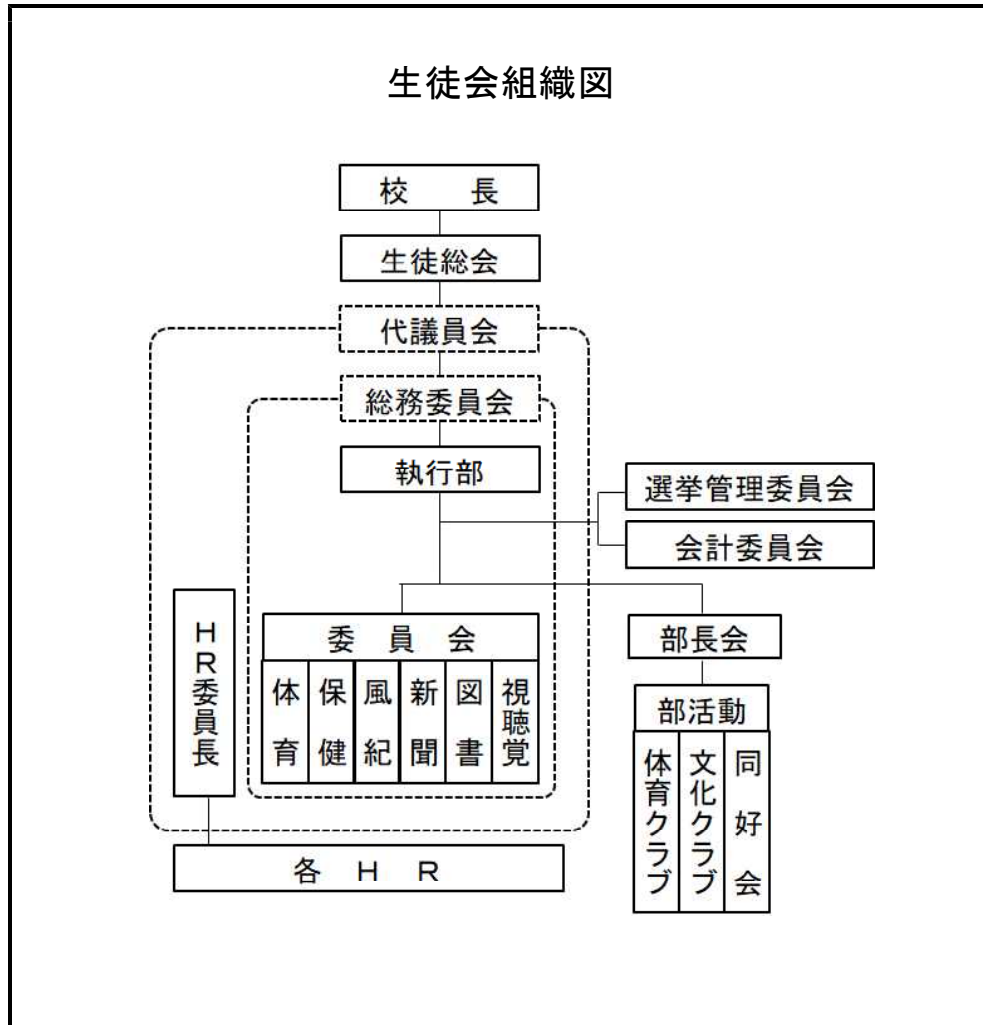
- 1 生徒会行事
- 2 ホームルーム自治活動
- 3 各委員会の活動
- 4 各種クラブ活動

第4章 機 関

第6条 本会は目的達成のため下記の機関を設け組織は別表の通りである。

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1 生徒総会 | 2 執行部 | 3 代議員会 |
| 4 総務委員会 | 5 体育委員会 | 6 保健委員会 |
| 7 風紀委員会 | 8 新聞委員会 | 9 図書委員会 |
| 10 視聴覚委員会 | 11 会計委員会 | 12 選挙管理委員会 |
| 13 部長会 | | |

生徒会組織図



第1節 生徒総会

第7条 生徒総会は、本会の最高決議機関である。

第8条 生徒総会は、会則の改正、予算決算その他重要な会務を審議決定する。

第9条 生徒総会は、年度始めに開催する。

他に代議委員の決議または会員の2分の1以上の要請があった場合に臨時総会を開くことができる。

第10条 生徒総会の正副議長は代議員の正副議長がこれを務める。

第2節 執行部

第11条 本会は、執行部には次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 会 長 | 1人 |
| 2 | 副 会 長 | 2人 |
| 3 | 書 記 | 3人 |
| 4 | 会 計 | 3人 |
| 5 | 執行部員 | 若干人 |

第12条 会長、副会長は選挙細則によって選挙される。書記、会計は会長の委嘱により決定される。会長が必要と認めた場合、執行部員を若干名委嘱できる。

第13条 会長は、本会を代表し、本会に関する一切の任務を統轄する。副会長は、会長を補佐し、場合により会長を代理する。書記は、各機関の会議議事録の作成保存、掲示板の公示その他必要な業務を行う。会計は会費及び関係書類を保存し、年度及び総会において決算報告を行う。また、必要に応じて会計監査を行わなければならない。執行部員は、書記、会計の補助を行う。

第3節 代議員会

第14条 代議員会は総務委員、各HR委員長からなる代議員をもって構成し、生徒会の活動全般にわたる事項を審議決定する。

第15条 代議員会は立案の補正、会則改正の発議、生徒会行事の決議、予算案の議決、決算の承認等の任務を行う。

第16条 代議員会は必要がある場合は臨時に開催することができる。

第17条 代議員会の正副議長は代議員の互選による。ただし任期は1年とする。

第18条 代議員の任期は1年とする。

第19条 代議員会は緊急必要なる場合に限り総会に代えることができる。

第4節 総務委員会

第20条 総務委員会は次の役員よりなる総務委員で構成する。

- | | | | | | | |
|---|-----|----|---|-------|----|--------|
| 1 | 会 長 | 1人 | 5 | 体育委員長 | 9 | 図書委員長 |
| 2 | 副会長 | 2人 | 6 | 保健委員長 | 10 | 視聴覚委員長 |
| 3 | 書 記 | 3人 | 7 | 風紀委員長 | | |
| 4 | 会 計 | 3人 | 8 | 新聞委員長 | | |

第21条 総務委員は、執行上必要な具体的案の作成とその執行、総会及び代議員会に提出する議案の作成、予算編成及び決定報告の作成などを行う。

第22条 総務委員は、各HRの正副委員長を兼ねることができない。

第23条 本委員会には体育・保健・風紀・新聞・図書・視聴覚の6委員会をおく。

第24条 各委員会は、次の区分により各ホームルームより選出された委員により構成され、次の業務を行う。

- 1 体育委員会 各ホームルームより選出された1人の体育委員により構成され、校内行事に関する計画実施に参加する。
- 2 保健委員会 各ホームルームより選出された2人の保健委員により構成され、保健に関する業務を行う。
- 3 風紀委員会 各ホームルームより選出された2人の風紀委員により構成され、学校内外の風紀の向上と校風の発揚をはかる。
- 4 新聞委員会 各ホームルームより選出された1人の新聞委員により構成され、校内新聞及び校内機関紙の発行に関する業務を行う。
- 5 図書委員会 各ホームルームより選出された1人の図書委員により構成され、図書館の運営に参加する。
- 6 視聴覚委員会 各ホームルームより選出された1人の視聴覚委員により構成され、校内放送及び視聴覚に関する業務を行う。

第25条 各委員会は、互選によって委員長1人、副委員長2人をおく。委員長は委員会を代表し会務を統括する。副委員長は会長を補佐し、場合により委員長を代理する。

第26条 各委員会は、年度始めに必ず開催することを原則とする。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

第5節 HR(ホームルーム)構成

第27条 本HRは、次の委員を毎年4月に選出するものとする。

- (1) 学級委員長 1人 HRを代表し、すべてのHR会会議及び集会を主宰する。
- (2) 副委員長 2人 委員長を補佐し、場合により員長を代理する。
- (3) 会計委員 2人 HRにおける財務を処理する。
- (4) 体育委員 1人 体育関係の業務を処理する。
- (5) 保健委員 2人 学校及びHRにおける衛生び保健の改善をはかる。
- (6) 風紀委員 2人 学校内外及びHRにおける生徒の風紀向上と校風の発揚をはかる。
- (7) 新聞委員 1人 生徒会誌の発行に関する業務を処理する。
- (8) 図書委員 1人 図書館の運営に参加する。

(9) 視聴覚委員 1人 視聴覚関係の一切の業務を処理する。

(10) その他必要に応じて委員を選出することができる。

第28条 本HR委員の任期は1年とする。

第29条 委員は公正な方法によって選出し、校長の承認を得て決定される。

第6節 監査委員会

第30条 本委員会は、監査委員3人で構成する。監査委員は各HR選出の会計委員より互選で選ぶ。

第31条 本委員会の委員は、他の役員を兼ねることができない。

第32条 本委員会は、生徒会会計の健全性と帳簿、備品台帳の正常な記帳管理に留意し、年1回会計帳簿、備品 台帳の検査を行い、会員に報告しなければならない。

第7節 選挙管理委員会

第33条 本委員会は、各学級より1人ずつ選ばれた選挙管理委員で構成される。

第34条 選挙管理委員会は、互選によって委員長1人及び副委員長2人をおく。

委員長は委員会を代表し会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、場合により委員長を代理する。

第35条 本委員長は選挙に関する総てを管理をする。

第5章 クラブ活動

第36条 本会には下記の体育クラブ及び文化クラブ及び同好会を置く。

【体育クラブ】

陸上競技、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、
サッカー、野球、空手道 ボクシング、ソフトテニス、剣道、山岳、ホッケー

【文化クラブ】

美術、茶道、華道、書道、写真、生物、放送、吹奏楽、演劇、家庭クラブ

【同好会】

工業クラブ、商業クラブ、英語、マンガ・イラスト

第37条 1年次生は、文化、体育、同好会のいずれかのクラブに所属し、そのクラブの発展に努めなければならない。

第38条 各クラブはクラブ員の互選により部長1人、副部長1人を選出する。

第39条 すべてのクラブ、同好会は年度始めに部員名簿を執行部に提出しなければならない。

第40条 クラブに昇格する前の集まりを同好会と称し、会員の自主的な活動を行う団体をいう。

第41条 同好会は大会等に本校の代表として出場できる。

第42条 クラブを新設するには別途審議を要する。。

第43条 同好会を新設するには別途審議を要する。

第44条 クラブは次の場合、生徒総会において廃止の決議が採られたのち、次年度より廃止される。

1 クラブ活動員が3年以上いない場合。

2 3年以上公式試合または公式行事に出場または参加していない場合。

3 現存のクラブに、存在させる意義が認められないと代議委員会で判断された場合。

第45条 同好会は第44条3の規定に準ずる場合、生徒総会において廃止の決議が採られたのち、次年度より廃止される。

第6章 顧 問

第46条 本会には顧問をおくことができる。

第47条 本校職員は、顧問として生徒会・委員会・クラブ同好会活動等の指導にあたる。

第7章 会 計

第48条 本会の収入は、会員からの会費8,000円及び雑収入による。

第49条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第50条 第48条の他に臨時徴収することがある。

第51条 予算は生徒会会計規定に基づいて執行する。

第8章 会則の変更

第52条 本会則及び関係細則の改正は、全会員の3分の2以上出席の総会において過半数の賛成によって行われる。

第53条 会則を改正した場合には校長の承認を得てはじめて効力を発する。

第9章 会議及び議決

第54条 会議は、それぞれ議決権を有する会員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第55条 議事は、議決権を有する出席者の過半数でこれを決し、賛否同数の場合は議長が決するところによる。

第10章 附 則

第56条 本会は、別に選挙細則を設ける。

第57条 役員についての解任は、会員の5分の1以上の連署により代議員会に要求することができる。但し解任の決定は全会員の3分の2以上の賛成投票を必要とする。

第58条 役員の辞任は、会長に辞表を提出して代議員会の承認を必要とする。

第59条 各委員会の委員長及び副委員長は、すべて委員の互選による。

第60条 各委員会及び各クラブは内規を定めることができる。ただし、本会において効力を有するためには代議員会の承認を得なければならない。

第61条 本会則は、令和6年4月1日より施行する。

生徒会役員選挙細則

第1章 総 則

- 第1条 この細則は生徒会役員選挙に適用する。
- 第2条 本会会員はすべて選挙権及び被選挙権をもち、投票の義務と責任を負う。
- 第3条 選挙の日に欠席した生徒及び停学中の者は選挙権を有しない。
- 第4条 選挙管理委員会は被選挙権を有しない。
- 第5条 本会の役員及び委員の選出は次によって行われ校長の承認を受けなければならない。
- (1) 会長、副会長は立候補により選出する。
 - (2) 学級委員は各学級において選出する。
 - (3) 各委員会の正副委員長はその委員の互選による。
- 第6条 役員の選挙は毎年12月に行い、1月末に事務引継ぎを行う。
- 第7条 役員選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会によって行われる。

第2章 機 関

- 第8条 選挙管理委員は第2条及び第3条に基づいて選挙権を有する者を調査し、選挙期日の少なくとも10日前までに選挙人名簿を作成する。
- 第9条 選挙管理人名簿は選挙人の氏名を記載し、一般会員の縦覧に付さなければならない。
- 第10条 選挙人は選挙人名簿に脱漏または誤記があることを発見したときは、縦覧期間中にその修正を選挙管理委員会に申し出ることができる。
- 第11条 選挙管理委員会は、前条の申し出が正当であるときは名簿を修正し、その旨を本人に通知しなければならない。

第3章 投票及び投票所

- 第12条 投票は原則として単記無記名にする。
- 第13条 選挙立会人として各候補者の責任者1人がこれに当たる。
- 第14条 選挙管理委員会は投票用紙を準備し、選挙当日投票所で選挙人に交付しなければならない。
- 第15条 投票は次に挙げる順序で行う。
- (1) 投票所の受付では選挙人の名簿を選挙人名簿と照合する。
 - (2) 投票用紙を受け取り候補者を記入し、投票箱に投入する。

第4章 開票及び開票所

第16条 開票は選挙管理委員会及び立会人によって行われる。

第17条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 記載した候補者の氏名が確認しがたいもの。

第5章 候補者及び選挙人

第18条 役員候補者は、選挙期日の公示の日から選挙管理委員に届けなければならない。

第19条 1人で2つ以上の役員に立候補することはできない。

第20条 自ら立候補しようとする者、または推薦による立候補者は規定の用紙に必要な事項を記入し、選挙期日7日前までに選挙管理委員会に届けなければならない。

- 2 届出用紙には、責任者の署名を必要とする。推薦者は、1つの役につき1人の候補者だけを推薦できる。

第21条 票決においては会長は、有効投票数の過半数の得票を得たときに当選する。

- 2 当選該当者のない場合は、得票の最も多い候補者と、次点の候補者とが決選投票を行い、その結果、多数を得た者を当選とする。
- 3 副会長は、得票数の多い者2人を当選とする。
- 4 信任投票の場合は有効投票数の過半数を得た者を当選とする。

第22条 当選者が決定した場合、選挙管理委員会はただちに校長の承認を経てその旨を公示しなければならない。

第6章 選挙運動

第23条 選挙運動は立候補届の締切日の次の日から選挙の前日までの期間内に行うことができる。

第24条 選挙管理委員会は各候補者から提出された願書によって選挙公報を作成し各学級に公示することができる。

第25条 選挙管理委員会は候補者の一覧表を校内所定の場所に掲示しなければならない。

第26条 候補者は選挙管理委員会の指定した場所に指定数のポスターをはることができる。

第27条 選挙運動は、校内の秩序を乱すおそれのない限り授業時間以外の時間に放送設備その他を利用して行うことができる。

第28条 選挙管理委員会は、全候補者の立会演説会を少なくとも一回は、開催しなければならない。

第29条 選挙費用の一切は生徒会が負担する。

第30条 第24条から第28条までに規定する選挙運動以外の運動は一切行ってはならない。

第7章 罰 則

第31条 候補者または選挙運動員が第6章に規定された運動以外の運動を行った時は、その候補者の氏名は候補者名簿から除かれその候補者の選挙は無効となる。

第32条 候補者及び選挙運動員が第31条の規定する行為を行った場合は選挙権及び被選挙権を失う。

第33条 その他の違反に関する罰則は選挙管理委員会に一任する。

第8章 附 則

第34条 この規定を変更するには代議員の過半数の同意を必要とする。

第35条 この規定は令和4年4月1日より施行する。